

議会基本条例評価結果

評価期間 令和6年8月1日 ～ 令和7年7月31日

評価指標 5:十分に達成 4:概ね達成 3:一部達成 2:不足 1:未達成

章	条	項	号	条文	平均	平均 四捨五入
(議会の活動原則) 議会は、次の各号に掲げる事項を原則として活動を行わなければならない						
2	1	1	1	公正性、透明性及び信頼性を重んじ、町民に開かれた議会を目指すこと	4.12	4.00
			2	町民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映させるための運営に努めること	3.67	4.00
			3	町民にとって、分かりやすい言葉を用いた説明に努めること	3.89	4.00
			4	議会内での会議規則等は、必要に応じて見直しを行うこと	3.45	3.00
			5	町民の傍聴しやすい議会運営を行うこと	3.34	4.00
(委員会の活動原則)						
2	3	1		委員会の審査にあたっては、町民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければならない	3.45	3.00
		2		委員長は委員会の秩序保持に務め、委員長報告書を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任を持って行わなければならない	3.56	4.00
		3		委員会は、町民からの要請に応じ、審査の経過及び所管する行政課題等を説明するため、説明会等を積極的に行うよう努めるものとする	2.67	3.00
(議員の活動原則) 議員は、次の各号に掲げる事項を原則として活動を行わなければならない						
2	4	1	1	議会が議論の場であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること	3.78	4.00
			2	町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める日々の研さんによって、町民の代表としてふさわしい活動すること	3.56	4.00
			3	一部団体及び地域の代表にとらわれず、町民全体の福祉の増進を目指して活動すること	3.78	4.00
(町民と議会の関係)						
3	5	1		町民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を果たさなければならない	4.00	4.00
		2		本会議のほか、全ての会議を原則として公開とする	3.67	4.00
		3		本会議及び各委員会の運営にあたっては、専門的知見の活用を図るとともに、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、広く専門的な意見を議会の討議に反映させるよう努めるものとする	2.45	2.00
		4		町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする	3.56	4.00
		5		陳情書又はこれに類するものは、議長が議会運営委員会に諮って審査の必要があると認めるものは、請願書の例により処理し、審査の必要がないと認めるものについては、議員配布のみとし審査は行わないものとする		
(議会報告会)						
3	6	1		町民に対する議会報告会を年1回以上開催して、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする	4.34	4.00

議会基本条例評価結果

評価期間 令和6年8月1日 ～ 令和7年7月31日

評価指標 5:十分に達成 4:概ね達成 3:一部達成 2:不足 1:未達成

章	条	項	号	条文	平均	平均 四捨五入
(広報広聴活動)						
3	7	1		多様な広報手段を活用し、多くの町民が議会と町政に関心を持つような広報広聴活動を行うものとする	3.34	3.00
		3		町政に係る重要な情報や多様な意見を町民に対して周知するため、議会広報誌を発行するものとする	4.23	4.00
		4		議会広報誌の編集にあたっては、委員自らが編集を行い「町民に読んでいただく、分かりやすい記事」を基本に編集するものとする	4.23	4.00
(議会と行政の関係)議会審議における議員と町長等との関係は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない						
			2	議長から本会議への出席を要請された町長等は、議長の許可を得て議員の質問に対し反問することができる		
			3	通告した一般質問の答弁書は、その写しの交付を町長等に求めることができる		
			4	本会議における発言は、町民の目線で要点のみを分かりやすく述べ、抽象的、歪曲的発言は厳に慎むこととする	4.00	4.00
(政策等の形成過程の説明)町長が提案する重要な政策について、町長に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする						
4	9	1	1	政策の発生源	3.34	3.00
			2	提案に至るまでの敬意		
			3	他の事例との比較検討状況		
			4	総合計画との整合性		
			5	関連法令及び条例等		
			6	財源措置		
			4	将来のコスト計算		
(予算・決算説明資料)予算案及び決算を議会の審議に付すにあたっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料を町長に求めるものとする						
4	10	1		分かりやすい施策・事業説明資料		
(総合計画等の協議)町政における重要な計画等の策定・変更・廃止について、町民に直結する次の事項を協議事項として町長に求めるものとする						
4	11	1	1	五ヶ瀬町総合計画		
			2	その他の計画		
(自由討議の拡大)						
5	12	1		議長は、町長等に対する会議等への出席要請は必要に応じて行い、議員相互間の自由討議を積極的に行うよう努めるものとする	4.00	4.00
		2		本会議及び委員会において、議員、委員会及び町長提出議案並びに町民提案等に関して審議を行う場合、議会全員協議会により議員相互間の自由討議を積極的に行うよう努めるものとする	4.23	4.00
		3		議員及び委員会は、前2項による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする	3.23	3.00

議会基本条例評価結果

評価期間 令和6年8月1日 ～ 令和7年7月31日

評価指標 5:十分に達成 4:概ね達成 3:一部達成 2:不足 1:未達成

章	条	項	号	条文	平均	平均 四捨五入
(議会・議会事務局の体制整備)						
6	13	1		議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図る	3.34	3.00
		2		議員研修の充実強化のため、広く各分野の専門家、町民各層等との議員研究会を積極的に開催するものとする	2.56	3.00
		3		隣接する自治体と共通する課題の解決を図るため、互いに連携し、広域政策への取り組みの強化を図り、分権時代にふさわしい議会の在り方について調査研究等を行うものとする	3.23	3.00
		4		研修を行ったときは、すみやかに研修報告書を議長に提出するものとする	3.23	3.00
(委員会の設置運営)						
6	14	1		社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会を適切に設置し、積極的に運営することとする	3.56	4.00
(事務局の体制整備)						
6	15	1		議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする	3.67	4.00
(議会図書室)						
6	16	1		議会は、議会図書室を設置するとともに、これを議員のみならず、町民、町職員も利用できるものとする	2.23	2.00
(政治倫理)						
7	17	1		町民全体の代表者としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない	4.12	4.00
		2		前項に掲げる議員の政治倫理に関する事項は、別に条例で定める	3.45	3.00
(議員報酬)						
7	19	1		議員報酬については、別に条例で定める		
		2		議員報酬の改正にあたっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、五ヶ瀬町特別職報酬等審議会条例第1条の規定による五ヶ瀬町特別職報酬等審議会の意見を尊重するものとする		
(議会・議員の責務)						
8	21	1		議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規定等を遵守して議会を運営し、町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない	4.12	4.00
		2		議会及び議員は、町の発展及び議会活性化のため、自ら議会改革を推進していくものとする	3.56	4.00
(見直し手続き)						
8	22	1		議会は、1年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする	4.12	4.00